



2020年5月8日

各 位

会 社 名 中部電力株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 林 欣吾  
(コード：9502)  
問 合 せ 先 秘書室 部長  
横井 智成  
電 話 番 号 052-951-8211 (代)

## 業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が導入している取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない役付執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に関し、新たに当社の取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社である中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）の取締役（社外取締役を除きます。）、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員を対象に追加する改定（以下「本改定」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の背景および目的

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において本制度の導入についてご承認をいただき今日に至っております。今般、当社取締役会は、当社の取締役を兼務しない執行役員ならびに中部電力ミライズの取締役（社外取締役を除きます。）、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員を、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の対象に追加することといたしました。なお、本改定は、手続きの公正・透明性を確保するため、当社の独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

#### 2. 本制度の概要（下線は現行の本制度からの変更箇所を示します。）

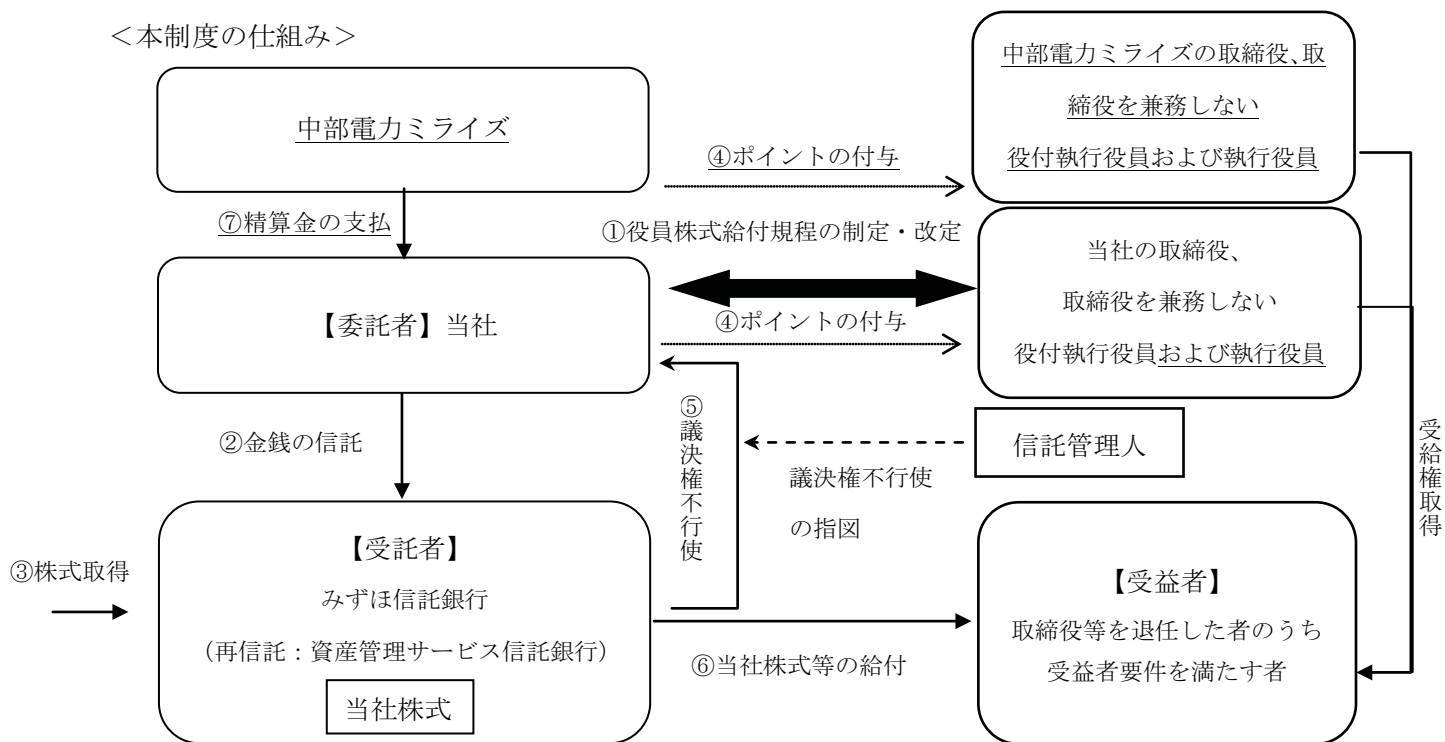
##### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員ならびに中部電力ミライズの取締役（社外取締

役を除きます。)、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、第 95 期定時株主総会において、本制度に関する議案の決議を得た後、役員株式給付規程を制定しております。当社は、中部電力ミライズの株主総会において、本制度に関する議案の決議を得た後、役員株式給付規程を改定します。
- ② 当社は「(4) 信託金額」の範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社および中部電力ミライズは、役員株式給付規程に基づき、取締役等に対し、役位に応じて定まるポイント（以下「役位固定ポイント」といいます。）および業績に応じて変動するポイント（以下「業績連動ポイント」といいます。）を付与します。業績連動ポイントは、対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます（以下、役位固定ポイントと確定後の業績連動ポイントの累計を「累計ポイント」といいます。）。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者の累計ポイントに応じた当社株式等を給付します。
- ⑦ 中部電力ミライズは、同社の取締役（社外取締役を除きます。）、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員が当社株式等の給付を受けた後、当社に対して、所定の精算金を支払うものとします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員ならびに中部電力ミライズの取締役、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員（社外取締役は、いずれも本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2019年8月19日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月期から2022年3月期までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間およびその後の3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間において、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時（2019年8月19日）に、当初対象期間に対応する必要資金として、4億2千万円を本信託に拠出しております。本改定により、本制度の対象者として、当社の取締役を兼務しない執行役員ならびに中部電力ミライズの取締役、取締役を兼務しない役付執行役員および執行役員が追加されることに伴い、当社は、当初対象期間中に、10億円（うち当社の取締役分として4億円）から信託財産内に残存する当社株式相当額（当社株式の帳簿価格をもって換算した額をいいます。）および金銭を控除した額を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

当初対象期間経過後、当社は対象期間ごとに、10億円（うち当社の取締役分として4億円）を上限として本信託に追加拠出いたします。ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間に関する累計ポイントに相当する当社株式を除いた当社株式の帳簿価格をもって換算した額をいいます。）および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、10億円（うち当社の取締役分として4億円）を上限とします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

上記（4）のとおり、本改定に伴い、当初対象期間中に追加拠出を予定しておりますところ、ご参考として、2020年3月31日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間中の追加拠出額の上限である5億7,400万円で取得する株式数は最大で約37万7,000株となります。

なお、上記（4）に基づき当社が本信託への追加拠出を決定したときは、本信託による当社株式の取得につき、その詳細を、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき役位固定ポイントおよび業績連動ポイントを付与します。取締役等に対し各事業年度に付与される業績連動ポイントは、対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます。

なお、取締役等に対する累計ポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行います。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は累計ポイントに応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有する累計ポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（B B T）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月19日
- ⑧当初金銭を信託した日 : 2019年8月19日
- ⑨信託の期間 : 2019年8月19日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上